

注意事項

- 基本的に、申請のあった翌月から支給開始となりますが、出生・転入の場合は、次のとおりです。
 - ◎出生の場合は、出生した日の翌日から15日以内の申請であれば、出生月内の申請とみなします。
 - ◎転入の場合は、転出予定日の翌日から15日以内の申請であれば、転出予定月内の申請とみなします。
- 申請が遅れた場合、さかのぼっての支給はできませんので、必ず期限内に申請してください。

必要なもの

1. (全員) 振込先口座がわかるもの(対象: 請求者) ※ゆうちょ銀行の場合は、通帳(見開き1ページ目)またはキャッシュカードのコピーが必要です。
 2. 児童と請求者が別居の場合: 「別居監護申立書」が必要です。
児童の兄姉等について、「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」が必要です。
- ※この他にも、児童、児童の兄姉等が海外留学をしている場合は、必要書類がありますので、下記連絡先(Tel 089-948-6354)までご連絡ください。
※書類がすべて整わなくても、先に申請を受付することができます。申請が遅れると、受給できない月が発生する場合がありますので、お早めにご申請ください。

提出先

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所 子育て支援課 児童手当担当 宛にお送りください。

◎子育て支援課(別館2階)、松山市役所 市民課(本館1階)、福祉届出コーナー(本館1階)、支所(出口出張所を含む)に、申請書をご用意しております。

提出した後

- 申請が認定されるかどうかは、通常1、2か月後に通知しています。通知が届くまでは申請書のコピーを保管し、2か月以上経過しても通知書が届かなければ、松山市役所 子育て支援課 児童手当担当(Tel 089-948-6354)までご連絡ください。
なお、郵送事故等により書類が届いていない場合、松山市では責任を負いかねますので、郵送される際は児童手当担当までご一報ください。